

標準報酬月額の時給決定について

標準報酬月額は毎年見直します！ ～時給決定のしくみ～

標準報酬制では、給与から控除される掛金や年金・短期給付などの額を計算する際の基準額として、「標準報酬月額」を用います。この標準報酬月額は、毎年1回「時給決定」で見直すこととされています。

●時給決定の対象となる方

原則として、毎年7月1日現在に組合員である方（休業中、退職中、欠勤している方を含みます）となります。

ただし、次の方は、その年の時給決定の対象とはなりません。

- ・6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した方
- ・随時改定が、7月、8月、9月のいずれかの月から行われる方
- ・育児休業等終了時改定及び産前産後休業終了時改定が、7月、8月、9月のいずれかの月から行われる方

●時給決定のしくみ（算定方法）

原則毎年4月から6月までの報酬の総額をその期間の月数で除して得た額（平均額）を「報酬月額」として、標準報酬等級表に当てはめて、「標準報酬月額」を決定します。これをその年の9月から翌年の8月まで各月の標準報酬月額とし、掛金（保険料）、給付額の算定基礎とするしくみです。（注10月以降に随時改定等の改定がある場合を除きます。）ただし、この3ヵ月間に支払基礎日数が17日未満の月があるときは、その月を除いて算定します。

標準報酬月額の決定（時給決定）

【掛金（保険料）等の算定基礎】

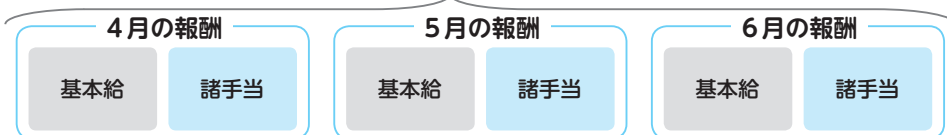
標準報酬月額
(9月から適用)

× 掛金・負担金率 = 掛金(保険料)等
(労使折半で負担)

組合員の掛金(保険料)

事業主(地方公共団体)の負担金

4月～6月の報酬の平均額を【等級表】に当てはめる



例	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	実際の報酬	20万円	21万円	22万円	21万円	20万円	22万円
	標準報酬月額			20万円			22万円

(20万円+21万円+22万円) ÷ 3 = 21万円

21万円を標準報酬等級表に当てはめると、標準報酬月額は22万円

※標準報酬等級表上、平均報酬月額範囲が21万円以上23万円未満の場合の標準報酬月額は22万円
よって、本年9月からの標準報酬月額は22万円に決定

●「標準報酬決定・改定通知書」にて時給決定の通知

例 標準報酬 決定・改定通知書

(所属所)

平成 年 月 日

奈良県市町村職員共済組合

下記のとおり標準報酬を決定・改定しましたので、通知します。

(氏名)

区分	決定・改定事由		適用開始
	標準報酬等級	標準報酬月額	平成29年9月
新等級	短期	第14級	220千円
	長期	厚生年金	220千円
		退職等年金給付	第14級
従前等級	短期	第13級	200千円
	長期	厚生年金	200千円
		退職等年金給付	第13級

時給決定により決定した標準報酬の等級や月額等については、「標準報酬決定・改定通知書」により9月中旬に所属所共済事務担当課を経由して通知させていただく予定です。

なお、この通知書は、標準報酬の等級や月額等の決定額を通知するものです。[この通知書を受け取った際に組合員の皆さんに行ってください](#)お手続きはございません。

※給与明細等で共済組合の通知に代える対応を希望された所属所については通知を省略しております。